



奈良県初！全ての生活保護受給世帯に対する エアコンの設置を進めます

近年の記録的猛暑の状況下において、エアコンは生活必需品となってきました。しかし、生活保護世帯のエアコン設置については、保護開始時等において、特に熱中症予防の必要性がある世帯（高齢者、障がい者等）に限られています。要件に該当しない生活保護世帯は、毎月の保護費をやりくりしたり、社会福祉協議会が実施する生活福祉資金の貸付制度を利用するしかない状況です。実際にはこれらの方法は困難な場合が多く、購入を躊躇するケースが多く見受けられます。



そのため、エアコンを未設置もしくは故障して 1 台も使用できるエアコンがない世帯を対象に給付事業を創設し、担当ケースワーカーの伴走支援により、設置を進めます。

加えて、厚生労働省に対して、生活保護制度内におけるエアコン支給基準を緩和するよう要望します。

■ エアコン設置事業の概要

◇対象…生駒市において生活保護を受給中の世帯で、住宅内にエアコンが未設置又は使用できるエアコンがない世帯

◇給付額…上限 10 万円（うち、エアコン購入費 67,000 円、設置工事費 33,000 円）

◇設置対象…生駒市内の家電販売店又は電気工事業者等から購入、設置するもので、1 世帯当たり 1 台（要事前申請）

◇周知方法…全保護世帯に対して案内文を送付するとともに、事前に実施したエアコン設置・利用状況調査において、未設置等を確認した世帯（現時点で 15 世帯）や確認が取れていない世帯（約 20 世帯）に対して、電話や訪問等により、給付事業の周知を図り、設置を促します。

■ 設置支援スケジュール(予定)

- ・令和 6 年 6 月～ エアコン設置・利用状況調査
- ・令和 6 年 7 月 1 日～ ①全保護世帯へ案内文を発送
②エアコン未設置世帯へ個別周知
- ・令和 6 年 7 月 8 日～ 設置希望世帯への訪問調査、申請の伴走支援
- ・令和 6 年 7 月 15 日～ 給付決定した世帯から順次設置



この件に関する報道関係からのお問い合わせ

生駒市福祉部生活支援課（次長 西田） ☎0743-74-1111（内線 7012）